

議案第46号

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する免
許状を有する者

第11条第2項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適当と
認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童支援員の資格要件を改める必要がある。

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員)	(職員)
第11条 略	第11条 略
2 放課後児童支援員は、次の各号のい ずれかに該当する者であって、都道府 県知事が行う研修を修了したものでな ければならない。	2 放課後児童支援員は、次の各号のい ずれかに該当する者であって、都道府 県知事が行う研修を修了したものでな ければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法 律第147号）第4条第1項に規定 する免許状を有する者</u>	(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚 園、小学校、中学校、高等学校又は 中等教育学校の教諭となる資格を有 する者</u>
(5)～(9) 略	(5)～(9) 略
(10) <u>5年以上放課後児童健全育成 事業に従事した者であって、区長が 適当と認めたもの</u>	
3～5 略	3～5 略